

# 千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金交付要綱

令和5年5月15日制定 耕第296号

令和5年8月10日 一部改正

## (趣 旨)

第1条 知事は、農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減を図るため、市町村及び土地改良区が行う水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号）及び水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号）に定める水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）（以下、補助事業という。）に要する費用に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

## (補助対象事業費、対象施設及び補助金額)

第2条 補助対象事業費、対象施設及び補助金額は、別紙1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## (事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、市町村及び土地改良区とする。

## (交付申請)

第4条 事業実施主体は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする

場合には、知事が別に定める期日までに千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

#### （交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める条件

#### （承認申請）

第6条 前条第一号又は第二号の規定により承認を受けようとするときは、農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第7条 事業実施主体は、規則第12条の規定により、実績報告をしようとする場合は、補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金実績報告書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第4号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。この場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がないときは、その理由について併せて報告しなければならない。

- 4 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が規則第14条の規定による額の確定のあった日の属する年の翌年の5月末日になっても明らかにならない場合には、その状況について、同年6月15日までに、仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第4号)により知事に報告しなければならない。
- 5 事業実施主体は、補助金に関する経理についての収支を明確にした証拠書類などを整備し、これらの書類を補助金の交付の決定があった会計年度の翌年度から起算して5年間以上保管しなければならない。

(交付の請求)

第8条 事業実施主体は、規則第15条の規定により、補助金の交付を請求しようとする場合には、千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金交付請求書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 事業実施主体は、規則第16条第2項の規定により、補助金の概算払により補助金の交付を受けようとするときは、千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金概算払請求書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(書類の経由)

第11条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、市町村及び土地改良区の所在地を管轄する農業事務所の長を経由しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行し、令和5年度分までの補助金に適用する。

## 別紙1 補助対象事業費、対象施設及び補助金額

### 1 補助対象事業費

本事業の補助対象事業費は、次のいずれかに該当する費用とする。

#### ア 省エネルギー化及びコスト削減の取組に要する費用

(省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組に要する費用)

#### イ 農業水利施設の管理に要する費用

(省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の管理に要する費用)

### 2 対象施設

対象施設は、次のいずれかの農業水利施設のうち、省エネルギー化推進計画に基づき省エネルギー化を図る農業水利施設とする。

#### ア 水利施設管理強化事業一般型又は特別型の対象施設

イ 直近12か月の施設の管理に要する費用(操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。)及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が25%以上であった施設管理者が管理する農業水利施設

### 3 補助金額

補助金額の算定方法は、別紙2のとおりとする。

## 別紙2 補助金額の算定方法

- (1) 事業実施主体に対する補助金額の算定は、次のとおり行うものとする。  
補助金額＝エネルギー料金の高騰分×0.7  
エネルギー料金の高騰分＝当年度のエネルギー料金－前年度のエネルギー料金－従来補助金額  
前年度のエネルギー料金＝当年度のエネルギー料金÷高騰率
- (2) エネルギー料金とは、諸油脂費及び電力料をいう。
- (3) エネルギー料金の高騰分には、(1)の算定式により算定される諸油脂費及び電力料の単価高騰による高騰分以外の高騰分を含めることを認めるが、その場合にあつては、単価高騰による高騰以外の高騰の事実を証明する資料等を省エネ計画に添付するものとする。
- (4) 当年度のエネルギー料金とは、次のア又はイの期間において省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。  
ア 令和5年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和5年4月から令和5年9月までの間  
イ 令和4年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和4年4月から令和5年3月までの間
- (5) 従来補助金額とは、水利施設管理強化事業一般型又は特別型により既に補助されている金額をいう。
- (6) 高騰率は、統計調査等により別途国から通知されるものとする。
- (7) 補助金額の上限額は、(1)の算定式により得られる額又は、エネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちいずれか小さい方の額とする。

別記第1号様式（第4条）

年度 千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

地 区 名  
所 在 地  
事業主体名  
代 表 者 名

年度において、下記のとおり農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書（別紙第1のとおり）
- 3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画（別紙第2のとおり）
- 4 事業の完了予定 年 月 日
- 5 仕入に係る消費税等相当額（注1）
- 6 その他知事が必要と認める事項（注2）

注1 仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

注2 申請書には、誓約書（千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）（別記第7号様式）及び役員等名簿（別記第8号様式）を添付すること。

別紙第1

収支予算書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	備考
国庫補助金		
その他		
計		

2 支出の部

区 分	本年度予算額	備考
維持管理費		
計		

予算議決（又は予算議決予定）

年 月 日

別紙第2

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画（実績）

事業名			地区名 (事業主体)	( )	施行年度	年度～ 年度									備考
費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降			
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
			円		円		円			円	円	円		円	
															管理者

別記第 2 号様式（第 6 条）

年度 農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

地 区 名  
所 在 地  
事業主体名  
代 表 者 名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付の決定のあった農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更の内容

（注）別記第 1 号様式別紙第 2 の様式に準じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要とを比較参照できるよう変更に係わる部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号（第7条第1項）

年度 千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金実績報告書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付け千葉県耕指令第 号をもって補助金交付決定のあった農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金交付要綱第7条第1項に基づき報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算書（別紙第3のとおり）
- 3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績（別紙第2のとおり）
- 4 事業の完了年月日 ○○年○○月○○日

別紙第3

収支精算書

(1) 収入の部

	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
国庫補助金				
その他				
計				

(2) 支出の部

	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
維持管理費				
計				

別記第4号様式（第7条第3項）

年度 仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

千葉県知事 様

地 区 名  
所 在 地  
事業主体名  
代 表 者 名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付の決定のあった農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金について、千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金交付要綱第7条第3項（第4項）の規定により次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額 金 円  
( 年 月 日付け千葉県 達第 号による額の確定額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合にあつては、その理由  
〔 〕
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合にあつては、その状況  
〔 〕

確定申告が完了していない場合は申告予定時期： 年 月頃

注 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

別記第5号様式（第8条）

年度 千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金交付請求書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

地 区 名  
所 在 地  
事業主体名  
代 表 者 名

年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により次のとおり請求します。

請求額 金 円

【本件責任者】

氏 名  
所 属  
役 職  
電話番号

【担当者】

氏 名  
所 属  
役 職  
電話番号

別記第6号様式（第9条）

年度 千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金概算払請求書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

地 区 名  
所 在 地  
事業主体名  
代 表 者 名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付決定のあった農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業について補助金を概算払により交付されるよう、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により次のとおり請求します。

請求額 金 円

【本件責任者】

氏 名  
所 属  
役 職  
電話番号

【担当者】

氏 名  
所 属  
役 職  
電話番号

別記第7号様式（第1号様式 注2）

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

㊞

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

別記第8号様式（第1号様式 注2）

役員等名簿

番号	商号又は名称 (半ｶﾀ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (半ｶﾀ)	氏名 (漢字)	生 年 月 日				性別 (MF)	住 所	職 名
					元 号 (MTSH)	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											

現在における当法人（団体）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名

㊞

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

注意事項

※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。

※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。